

NPO事業サポートローン

(2025年8月18日現在)

1. 貸出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 <ul style="list-style-type: none"> (1)無担保・預金担保・不動産担保 3年以内（1年単位） ・設備資金 <ul style="list-style-type: none"> (1)無担保・預金担保 10年以内（1年単位） (2)不動産担保 20年以内（1年単位） ・つなぎ資金 委託金・助成金の交付までとし、1年以内
2. 貸出金額	<ul style="list-style-type: none"> ・無担保 一融資先あたり1,000万円以内 ただし、つなぎ資金は3,000万円以内で交付金の範囲内 ・不動産担保 一融資先あたり5,000万円以内 ・預金担保 一融資先あたり5,000万円以内かつ担保とする預金残高の範囲内
3. 金利変動の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利（ただし、つなぎ資金は固定金利） <ul style="list-style-type: none"> (1)借入利率は、毎年4月1日および10月1日（以下、「見直し基準日」といいます。）に見直すものとします。 (2)見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準利率と前回見直し基準日現在の基準利率との差を加減した利率とします。 ただし、最初の借入利率の見直しの場合には、見直し前の借入利率に見直し基準日現在の基準利率と借入時の基準利率との差を加減した利率とします。 (3)見直しされた借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年7月の約定返済日の翌日、10月1日見直し基準日の場合は、翌年1月の約定返済日の翌日からとします。
4. 借入期間中の異なる金利適用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
5. 借入資格（対象法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるNPO法人は、特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号。平成10年12月1日施行。以下「法」という）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、次のいずれをも満たすものとなります。 <ul style="list-style-type: none"> (1)新潟県内に主たる事務所を有すること。 (2)保証を受けようとする法人の活動実績が、法人格取得前も含めて2事業年度以上あり、かつ法人格取得後1事業年度以上の決算が確定していること。
6. 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業およびその他事業に必要な資金とし、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> (1)運転資金 人件費・諸経費の支払資金、仕入資金、納税資金、買掛金・未払金・支払手形の決済資金等 (2)設備資金 事務所・作業所・施設等の建築・改裝資金およびその敷地の取得資金、入居保証金・権利金・敷金、機械設備・車両等の購入資金、従業員宿舎・厚生施設建設資金等 (3)つなぎ融資 国・自治体・財団法人等からの補助金・助成金・委託金等、交付が確実と認められる資金に係るつなぎ融資

7. 担保	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、次の担保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 不動産担保 <p>原則として当該融資対象不動産及び当金庫の指定する不動産とし、対象の不動産に抵当権を設定します。</p> <p>また、任意の火災保険にご加入いただき、火災保険に質権を設定させていただきます。</p> (2) 預金担保 <p>当金庫の定期預金・財形預金・エース預金</p>
8. 保証	<ul style="list-style-type: none"> 日本労信協の保証を付保していただきます。 ただし、つなぎ資金の場合、運転資金または設備資金のうち預金担保の場合は、無保証とします。 原則として個人保証人は不要です。 ただし、お申込みの内容によっては、NPO法人の代表者等の方に個人連帯保証人なっていただきます。
9. 返済の方式と頻度	<ul style="list-style-type: none"> 運転資金・設備資金 元利均等毎月払い (元利均等払いとは、融資金を毎月の返済日に一定の返済額〔元金+利息〕で返済する方式です。) つなぎ資金 一時払い方式（利息先払い）
10. 返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭でお申し出があれば試算いたします。
11. 返済額変更の基準と頻度 (金利変動とは異なる)	<ul style="list-style-type: none"> (1)毎回の元利金返済額は借入利率の変更にかかわらず、10月1日の見直し基準日を5回経過するごとに見直すものとし、翌年2月の約定返済日より新元利金返済額に変更されるものとします。(以下、この見直し方式を「5年ごとの返済額の見直し」といいます。) (2)5年ごとの返済額の見直しは、借入利率、残存元金、未払利息、最終回返済日までの期間に基づいて、新しい元利金返済額を算出するものとします。ただし、新元利金返済額は、見直し前の元利金返済額の1.25倍を限度とし、算出した元利金返済額が見直し前の元利金返済額より少ない場合は、元利金返済額を変更せず返済回数を繰り上げるものとします。 (3)借入利率変更に伴い最終回返済日に未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終回返済日に一括して支払うものとします。
12. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> 表示金利に含まれています。
13. 返済条件変更の場合の手数料	<ul style="list-style-type: none"> 手数料無料
14. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利については窓口でお問い合わせください。
15. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 電話番号 0120-480-975 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp
16. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接「仲裁センター」へ申し出ることも可能です。 【仲裁センター】は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp